

熊本市地域脱炭素化促進事業計画認定要綱

制定 令和8年(2026年)9月8日 市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)に基づき、本市における法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業の円滑な推進を図るため、法第22条の2第1項に規定する地域脱炭素化促進事業計画の認定に関する基準及び手続その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び関係法令に定めるところによる。

(基本方針)

第3条 市長は、地域の自然的社会的条件に応じて環境の保全と地域経済の持続的発展の調和を図りつつ、地域と共生し、地域の課題解決に貢献する再生可能エネルギー事業の導入を促進するものとする。

(促進区域等)

第4条 地域脱炭素化促進事業計画の認定に必要となる次に掲げる事項は、第2次熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画(法第21条第3項に規定する地方公共団体実行計画)において定める。

- (1) 促進区域
- (2) 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- (3) 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組
- (4) 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき地域の環境の保全のための取組
- (5) 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

(認定等に係る手続)

第5条 地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、別記様式第1により地域脱炭素化促進事業計画を作成し、市長に申請することができる。

2 地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、地域脱炭素化促進事業計画に記載された第4条第1項第2号の整備又は第3号の取組に係る行為が、法第22条の2第4項各号に掲げる行

為のいずれかに該当するときは、特例措置に関する事項を、別記様式第2の1から別記様式第2の15までにより併せて提出することができる。

（地域脱炭素化促進事業計画の認定）

第6条 市長は、前条の申請に係る地域脱炭素化促進事業計画が第4条に規定する事項に適合すると認めるとき、かつ、地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるときは、法第22条の2第3項の規定により地域脱炭素化促進事業計画を認定し、様式第1により当該地域脱炭素化促進事業を行おうとする者に対し通知するものとする。

2 市長は、前条の申請に係る地域脱炭素化促進事業計画が第4条に規定する事項に適合しないと認めるとき又は地域脱炭素化促進事業が円滑かつ確実に実施されないと見込まれないときは、様式第2により当該地域脱炭素化促進事業を行おうとする者に対し通知するものとする。

3 市長は、前条の申請に係る地域脱炭素化促進事業計画について、法第22条の2第4項の規定による協議が必要となる場合は、様式第3又は様式第4により協議を行い、その同意を得なければならないものとする。

4 市長は、前項の規定による協議後、地域脱炭素化促進事業計画を認定したときは、様式第5により当該協議を行った相手方に対し通知するものとする。

5 市長は、第3項の規定による協議後、地域脱炭素化促進事業計画を認定しなかったときは、様式第6により当該協議を行った相手方に対し通知するものとする。

（地域脱炭素化促進事業計画の変更）

第7条 認定地域脱炭素化促進事業者は、認定地域脱炭素化促進事業計画を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、別記様式第3により市長に申請しなければならないものとする。

2 認定地域脱炭素化促進事業者は、前項の軽微な変更をしたときは、遅滞なく、別記様式第4により市長に届け出なければならないものとする。

3 市長は、認定地域脱炭素化促進事業計画の変更を認定したときは、様式第1により当該認定地域脱炭素化促進事業者に対し通知するものとする。

4 市長は、認定地域脱炭素化促進事業計画の変更を認定しないときは、様式第2により当該認定地域脱炭素化促進事業者に対し通知するものとする。

（認定の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項の規定による認定又は第7条第3項の変更の認定を取り消すことができる。

(1) 認定地域脱炭素化促進事業者が、認定地域脱炭素化促進事業計画に従って地域脱炭素化促進事業を行っていないとき。

(2) 認定地域脱炭素化促進事業計画が第4条に規定する事項に適合しなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、様式第7により認定地域脱炭素化促進事業者に通知するものとする。

3 市長は、第6条第3項の規定による協議後、地域脱炭素化促進事業計画の認定を行い、その後第1項の規定による取消しを行ったときは、様式第8により当該協議を行った相手方に対し通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年(2026年)9月8日から施行する。